

(別記様式第1号)

計画策定年度	平成20年度
計画改定年度	平成23年度
計画改定年度	平成26年度
計画改定年度	平成29年度
計画主体	三条市

## 三条市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 三条市 経済部 農林課  
所在地 三条市旭町二丁目3番1号  
電話番号 0256-34-5652(直通)  
FAX番号 0256-33-7250  
メールアドレス [nourin@city.sanjo.niigata.jp](mailto:nourin@city.sanjo.niigata.jp)

- (注) 1 共同で作成する場合は、全ての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、カラス、ムクドリ、カワウ、中獣類(タヌキ、ハクビシン、その他狩猟獣)
計画期間	平成 29 年 ~ 平成 31 年
対象地域	新潟県三条市全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画を作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(平成28年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積	被害額
ニホンザル	水稻	0.28 ha	281 千円
	豆類	0.11 ha	187 千円
	野菜	2.82 ha	471 千円
	いも類	1.72 ha	312 千円
	果樹	0.01 ha	21 千円
	小計	4.94 ha	1,272 千円
ツキノワグマ	野菜	0.01 ha	3 千円
イノシシ	水稻	0.24 ha	220 千円
	果樹	0.10 ha	184 千円
	小計	0.34 ha	404 千円
ニホンジカ(※)		— ha	— 千円
カラス	水稻	0.07 ha	91 千円
	野菜	0.08 ha	35 千円
	果樹	0.05 ha	46 千円
	小計	0.20 ha	172 千円
ムクドリ	果樹	0.01 ha	40 千円
カワウ		— ha	1,106 千円
中獣類(タヌキ、ハクビシン、その他狩猟獣)	野菜	0.08 ha	41 千円
合計		5.58 ha	3,038 千円

※ニホンジカは、平成28年度に特定できる被害が発生していないため、記載はしない。

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>○ニホンザル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下田地区で平成17年に目撃されて以降、下田地区の山間地域のほぼ全域で生息が確認され、平成20年度以降は三条地区や栄地区の山沿いの平地にも出没し年々行動範囲が拡大している。</li> <li>・ 平成21年度の下田地区における生態調査((財)新潟県環境分析センターが実施・市の委託調査)では5群、約200頭のニホンザルが確認された。</li> </ul>
---

- ・ H28年度に実施した生息状況調査の結果、4～5群、148頭～250頭のニホンザルが確認されている。
- ・ 農作物被害は、野菜・いも類を中心に農作物全般にわたり、可食部の食害や株の引き抜きが多発している。下田地区の山間部では水稲中心の栽培に加え面積は少ないものの直売所向けや自家用に多品目野菜が栽培されており、被害の深刻な集落の畑では無収穫ほ場も発生している。
- ・ 対策として電気柵を設置したほ場では被害がなくなっているが、柵設置後は未設置集落のほ場へ群が移動・加害する傾向が見られる。

#### ○ツキノワグマ

- ・ 下田地区の山間部で生息が確認されており、庭木果樹(カキ)や放任果樹(カキやクリ)が人里に引き寄せており、集落周辺でしばしば出没が確認されている。放任果樹等への食害が多いため、農作物被害は比較的被害額等は少ない。
- ・ 生息地における餌(ブナ等)の多少により、年によって出没頭数が異なるが、集落への出没が多い年には人身被害も懸念される。

#### ○イノシシ

- ・ 平成21年に下田地区においてイノシシと思われるかんしょやユリの球根への被害情報が寄せられ、平成25年には集落での出没や山中での形跡が確認され、林野部での生息が確実なものとなった。山中で見つかる痕跡が増加していることから個体数は増加していると思われる。
- ・ 農作物被害は、下田地区特産のかんしょや畑が荒らされているほか、水稲では踏み倒しや乳熟期の食害や、水田にぬた場をつくるため収穫した米に獣臭がつく等があり、生息数の増加に伴い今後の被害拡大が懸念される。

#### ○ニホンジカ

- ・ 平成20年頃から狩猟者から下田地区の林野部での目撃情報が寄せられ、平成25年には自動車との接触事故(市道)や人里周辺で目撃され、行動範囲が林野部から人里近くまで迫ってきている。
- ・ 特定できる農作物被害はないものの、今後は他県と同様に農作物被害(食害・踏み倒し)や林業被害が懸念される。また、下田地区に群生する市花「ヒメサユリ」への食害も懸念される。

#### ○カラス

- ・ 市内一円で被害が発生しており、田植え後の苗の踏み荒らしや野菜等の食害がある。

#### ○ムクドリ

- ・ 市内一円で生息が確認されており、平野部における農作物被害が多い。特に三条地区の信濃川沿いの果樹栽培地域で特産の果樹(なし、もも、ぶどう等)への食害が多い。

#### ○カワウ

- ・ 市内の五十嵐川及び信濃川における営巣地の確認はないが、五十嵐川で頻繁にカワウが目撃されている。燕市中之口川の営巣地が伐採によってなくなり、新たに燕市渡部地区に営巣地が確認されている。
- ・ H23年の豪雨災害の影響により五十嵐川における漁業はH29年度においても復旧作

業中であるが、豪雨以前に養殖魚への被害が見られたことから、復旧後は再び養殖魚への食害が懸念される。

○中獣種(タヌキ、ハクビシン、その他狩猟獣)

- ・タヌキ・ハクビシンなどの中獣種は山間地・平野部を問わず市内全域で生息が確認されている。ハクビシンについては住宅の屋根裏や空き家等を住処にするとも言われていることから集落内でも生息しているものと推測される。
- ・農作物被害は、野菜や果実を中心に食害が報告されている。

- (注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。  
2 被害の状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

ア 被害金額

指標	現状値(平成28年度)	目標値(平成31年度)
ニホンザル	1,272 千円	890 千円
ツキノワグマ	3 千円	1 千円
イノシシ	404 千円	282 千円
ニホンジカ	— 千円	— 千円
カラス	172 千円	120 千円
ムクドリ	40 千円	42 千円
カワウ	1,106 千円	774 千円
中獣種	41 千円	28 千円
合計	3,038 千円	2,137 千円

イ 被害面積

指標	現状値(平成28年度)	目標値(平成31年度)
ニホンザル	4.94 ha	3.45 ha
ツキノワグマ	0.01 ha	0 ha
イノシシ	0.34 ha	0.24 ha
ニホンジカ	— ha	— ha
カラス	0.20 ha	0.14 ha
ムクドリ	0.01 ha	0 ha
カワウ	— ha	— ha
中獣種	0.08 ha	0.05 ha
合計	5.58 ha	3.88 ha

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

従来講じてきた被害防止対策	課題
○ ニホンザル ・ 猟友会による捕獲 ・ 花火による追い払い	○ 猟友会員の高齢化・減少  ○ 実施隊員の確保

<p>捕獲等に関する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 檻及びラジオテレメトリー調査機材導入</li> <li>○ ツキノワグマ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出没に応じて実施隊による必要最低限の捕獲</li> <li>・ 檻の導入・設置</li> </ul> </li> <li>○ イノシシ・ニホンジカ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害状況に応じて実施隊による捕獲</li> <li>・ くくりわなの導入</li> </ul> </li> <li>○ カラス・ムクドリ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 猟友会による一斉捕獲</li> </ul> </li> <li>○ カワウ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害状況に応じて必要最低限の捕獲</li> <li>・ 花火による追い払い</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 機材の有効な活用</li> </ul>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ニホンザル <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 簡易侵入防止柵(猿落君)の設置</li> <li>・ サル侵入防止電気柵の設置(電気柵は設置地域で保守管理)</li> <li>・ 研修会開催・対策パンフレット配布等による地域住民への意識啓発</li> <li>・ 緩衝帯の整備</li> <li>・ 花火・おどし玉による追い払い・爆音機の設置</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緩衝帯の維持、集落見回りの実施など継続的な防除活動の維持</li> <li>○ 追い払い効果の持続性</li> <li>○ 地域住民の鳥獣被害防止対策意識は不足している。</li> </ul>

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

鳥獣による出没状況及び農業被害状況の把握に努め被害防止対策を実施する。下田地区で被害の多いニホンザル・ツキノワグマ・イノシシについては捕獲、電気柵、緩衝帯の整備など対策を講ずる。平成26年度に設置した鳥獣被害対策実施隊を中心に、出没対応やパトロール、捕獲等の被害防止対策を実施していく。

また、地域住民参加型の被害防止対策が実施できるよう地域懇談会や研修会等を行い住民意識啓発に努め、鳥獣を寄せ付けない集落環境の整備(緩衝帯の整備、未収穫農作物等の残渣除去の徹底等)などを実施する。

○ニホンザル

- ・ ロケット花火等で追い払いを実施し、計画的に捕獲を行っていく。また、電気柵の導入、緩衝帯の整備及びICTを活用して侵入防止の取組を行う。さらに、効率的な追い払いを実施するため、鳥獣監視員によるラジオテレメトリー調査を行い、市内に生息する個体群を把握する。
- ・ 加害群度を軽減させるため、加害レベルの高い個体を把握し捕獲する。

○ツキノワグマ

今後も基本的には捕獲を行わないこととし、集落に頻繁に出没するなど住民に危険を及ぼす可能性が高まった場合に、必要最低限の捕獲を行う。

○イノシシ

猟友会や集落住民との情報共有を行い、生息状況の把握に努める。サル同様に、電気柵や緩衝帯の整備により、集落への侵入を防止する。また、被害状況によっては捕獲を行う。

○ニホンジカ

猟友会や集落住民との情報共有を行い、生息状況の把握に努めるとともに、被害状況によっては捕獲を行う。

○カラス・ムクドリ

引き続きブドウ等の果樹への被害防除を行うとともに、猟友会による一斉捕獲を行い個体数の増加を抑える。

○カワウ

監視によって飛来が確認できた場合は、養魚場などに着水させないようにロケット花火などで追い払いを実施する。巣が確認されたらテープ張り等で営巣地の拡大を防ぐ。抱卵が確認できた場合は卵にドライアイス処理をし個体数の増加を抑制する。捕獲は原則実施しないが、被害が甚大な場合には必要最低限実施することとする。

○中獣種

引き続き被害状況の把握に努め、状況に応じて捕獲を行う。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・ 鳥獣被害対策実施隊として、猟友会から30名任命する。
- ・ 三条市鳥獣被害防止対策協議会の鳥獣監視員(期限付任用職員)が下田地区のパトロールを実施する。
- ・ ツキノワグマ及びイノシシ等の大型獣の捕獲や、人的被害を及ぼす恐れがある場合は実施隊が対応する。

- ・クマ、イノシシ及びニホンジカ等の大型鳥獣を捕獲する際に、周囲の環境や捕獲対象との距離を考慮した上で、捕獲従事者の安全を確保するため必要と判断された場合にライフル銃を使用する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成29年度	ニホンザル	○ 被害が多発する地域で捕獲が必要と判断される場合は箱わな等を設置し加害レベルの高い固体を優先的に捕獲する。
	対象鳥獣すべて	○ 鳥獣監視員を中心に鳥獣の出没地域でパトロールを行い、出没状況を把握するとともに必要に応じて捕獲を行う。 ○ 研修会の開催や先進地視察を通して、地域住民の意識啓発や若い世代の狩猟免許取得の促進を図り、担い手確保・育成をめざす。
平成30年度	ニホンザル	○ 被害が多発する地域で捕獲が必要と判断される場合は箱わな等を設置し加害レベルの高い固体を優先的に捕獲する。
	対象鳥獣すべて	○ 鳥獣監視員を中心に鳥獣の出没地域でパトロールを行い、出没状況を把握するとともに必要に応じて捕獲を行う。 ○ 研修会の開催や先進地視察を通して、地域住民の意識啓発や若い世代の狩猟免許取得の促進を図り、担い手確保・育成をめざす。
平成31年度	ニホンザル	○ 被害が多発する地域で捕獲が必要と判断される場合は箱わな等を設置し加害レベルの高い固体を優先的に捕獲する。
	対象鳥獣すべて	○ 鳥獣監視員を中心に鳥獣の出没地域でパトロールを行い、出没状況を把握するとともに必要に応じて捕獲を行う。 ○ 研修会の開催や先進地視察を通して、地域住民の意識啓発や若い世代の狩猟免許取得の促進を図り、担い手確保・育成をめざす。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

#### 捕獲計画数等の設定の考え方

近年の被害状況から捕獲計画数を設定した。ニホンザルの被害報告が増加しているため、捕獲を強化する。その他の鳥獣に関しては、被害報告が横ばい又は減少傾向にあるため、捕獲計画数は現状を維持する。

#### ○ニホンザル

個体数の増加により年々生息域が拡大していることから、引き続き計画的な捕獲と被害防除の両面からの取り組みを行い個体数増加の抑制に努める。ラジオテレメリー調査を継続して行き、特に加害度の高い加害群の活動の把握と効率的な捕獲に努め、加害群の減少を図る。

#### ○ツキノワグマ

原則としてツキノワグマの捕獲は行わない。ただし、農作物への被害や人的被害等の状況から、やむを得ず必要と判断される場合は捕獲を実施する。

#### ○イノシシ

出没状況によっては水稲への被害が甚大となることが予想されることから、計画的な捕獲と被害防除の両面からの取り組みを行い個体数の増加の抑制に努める。

#### ○ニホンジカ

今後の出没状況を見極め、イノシシ同様に対策を講ずる。捕獲は必要に応じて実施する。

#### ○カラス・ムクドリ

今後も猟友会による一斉捕獲を実施する。

#### ○カワウ

原則、捕獲は行わないこととするが、漁業被害の状況に応じて捕獲を実施する。

#### ○中獣種

必要に応じて箱わな等を活用して捕獲を実施する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画等の設定の考え方について記入する。



対象鳥獣	捕獲計画数等		
	29年度	30年度	31年度
ニホンザル	50	50	50
ツキノワグマ	必要最小限の数	必要最小限の数	必要最小限の数
イノシシ	20	20	20
ニホンジカ	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて
カラス	175	175	175
ムクドリ	826	826	826
カワウ	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて
中獣種	13	13	13

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
主に下田地区の被害が頻発している地域において、当該動物の出没時期に合わせて箱わなを設置し、捕獲を行う。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ライフル銃による捕獲は次のような場合に行う。 (1) 捕獲対象がツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカ等の大型獣であること。 (2) 地理的条件等からライフル銃以外の手段では捕獲が実施できない場合であること。 (3) 鳥獣捕獲許可証及び従事者証に記載されている期間及び地域であること。 (4) 住宅から離れていること。 (5) 捕獲対象の後ろに障害物があること。 (6) 人身被害の発生の可能性がある等の緊急時において、ライフル銃以外の手段では従事者の安全が確保できない状態であること。

- (注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
三条市	ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、カラス、ムクドリ、カワウ、タヌキ、ハクビシン

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。  
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備年度		
	29年度	30年度	31年度
ニホンザル 〔7段張りのため ツキノワグマや イノシシにも対応〕	3,000 m 3 ha	3,000 m 3 ha	3,000 m 3 ha
加害頻度の高い農地に侵入防止電気柵を導入し被害を防止する。電気柵は設置集落で保安全管理、撤去、保管を行う。			

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成29年度	ニホンザル イノシシ	集落と山林の間に緩衝帯を整備し、サルやイノシシの集落への侵入を防止する。
	ニホンザル	花火やおどし玉を用いて、集落に侵入してくるサルの追い払い、人の生活圏から遠ざける。
平成30年度	ニホンザル イノシシ	集落と山林の間に緩衝帯を整備し、サルやイノシシの集落への侵入を防止する。
	ニホンザル	花火やおどし玉を用いて、集落に侵入してくるサルの追い払い、人の生活圏から遠ざける。
平成31年度	ニホンザル イノシシ	集落と山林の間に緩衝帯を整備し、サルやイノシシの集落への侵入を防止する。
	ニホンザル	花火やおどし玉を用いて、集落に侵入してくるサルの追い払い、人の生活圏から遠ざける。

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

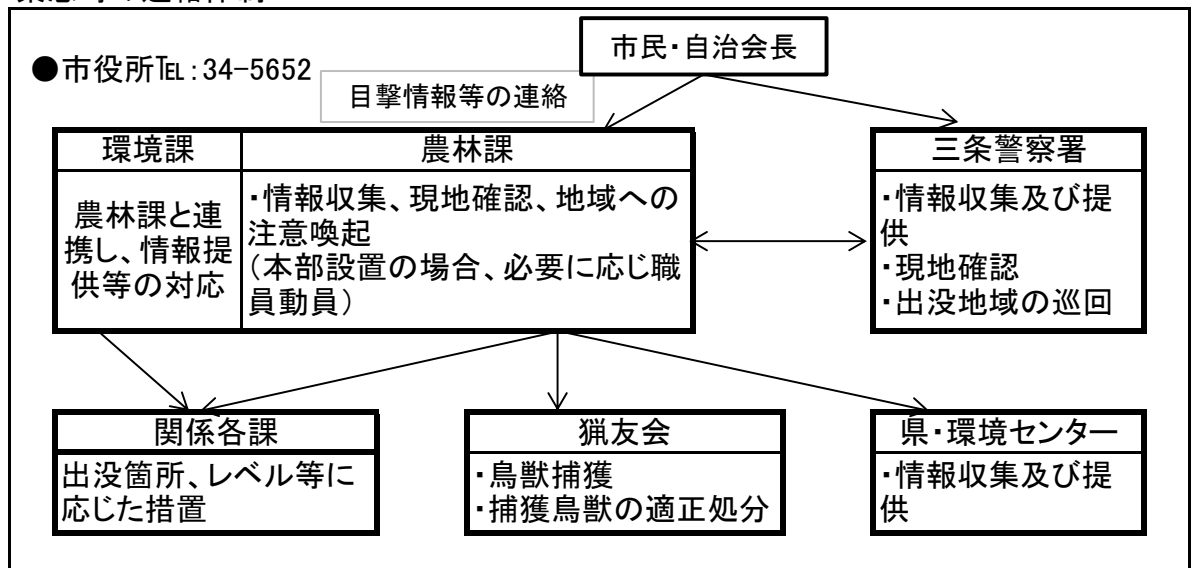
関係機関等の名称	役割
自治会	集落住民への出没情報や注意喚起などの周知
三条市農林課	各機関との連絡調整、現地確認、情報収集、地域への注意喚起
三条市環境課	農林課と連携し情報提供等の対応
三条市関係各課	出没箇所、レベル等に応じた措置
新潟県猟友会三条支部	有害鳥獣関連情報、技術の提供、出没時の現場対応
三条警察署	情報収集及び提供、現地確認、出没地域の巡回
県環境センター	情報収集及び提供

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規定等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	三条市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
自治会	被害防止活動の実施、被害調査、集落への普及啓発
三条市農林課	協議会運営の事務局、連絡調整、対策の計画及び活動総括
三条市環境課	捕獲許可、保護管理に関する情報提供
にいがた南蒲農業協同組合	有害鳥獣関連情報、被害防止情報、技術の提供、被害防止資材の共同購入窓口
新潟県猟友会三条支部	有害鳥獣関連情報、技術の提供、有害鳥獣捕獲の実施
中越農業共済組合	防除対策の指導、有害鳥獣関連の情報提供、被害状況調査
南蒲原森林組合	有害鳥獣関連情報、被害防止情報、技術の提供、森林整備、共同整備活動窓口
三条警察署	住民の被害防止活動、狩猟事故防止に関する情報提供
五十嵐川漁業協同組合	被害情報の提供、カワウの生態調査・捕獲等の協力

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
新潟県三条地域振興局農業振興部	オブザーバーとして被害防止技術情報の提供、活動支援等
新潟県三条地域振興局健康福祉環境部	オブザーバーとして生態調査、鳥獣保護法に係る助言
林野庁中越森林管理署	オブザーバーとして被害防止状況、技術の提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年度から猟友会員30名程度を隊員として設置。(平成27年度30名、平成28年度30名)

(注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止政策の実施体制に関する事項

年々生息域が拡大してきているニホンザル・ツキノワグマ・イノシシ・ニホンジカ等に対して、生態に専門的な知識を有する機関等(農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー等)から、侵入防止柵の設置方法やより効果的な対策等の検証、助言や技術的な指導をしてもらう。又、地域懇談会や現地研修会等を行い、地域住民が一体となった追い払い活動を行うため、参加意識の浸透に努めていく。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

・市内の民間廃棄物処理施設での焼却、又は捕獲現場付近で深く土中へ埋設を行う。  
・鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域での捕獲の場合は、非鉛製弾を使用するよう従事者に指導する。  
・捕獲した鳥獣は可能な限り、苦痛を与えないように処理する。

(注) 肉としての利活用、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

現在取組は行っていないが、今後有効な利用方法を検討していく。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止施策の実施には、新潟県ニホンザル管理計画、新潟県イノシシ管理計画、新潟県ツキノワグマ管理計画、新潟県ニホンジカ管理計画、三条市森林整備計画及び第12次鳥獣保護管理事業計画との整合を図ることとする。

(注) その他被害防止政策の実施に関し必要な事項について記入する。